○４番（福永　啓君）　４番、福永でございます。一般質問をいたします。

御船竹資源開発株式会社が補助事業を中止し、補助金約３億円を返還すると約束したのは平成22年２月９日です。もう２年以上前になります。その後、平成23年１月20日、町は会社に代わって補助金を国に返還し、会社が払うべき３億円は町の負担となってしまいました。今日までの間、再三の請求にもかかわらず、御船竹資源は約束を破り続け、平成23年４月22日、町が会社に対して補助金返還を求めた訴訟の判決で、会社の債権が確定しましたが、その判決以後も１円の返済もなされていません。会社からの補助金返還に向けてどのような手続きをしたのか、今後いつまでにどのような手続きをするのか、なぜこのように返還手続きが遅れているのか、質問いたします。

詳細につきましては質問席よりいたします。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

この竹の事業につきましては、今質問があったとおりであります。事実は２つしかありません。金が１銭も入ってきてないという事実と、今も請求し続けているという事実の２つしかありません。なぜ金が入らないのか。細かいことはまた課長のほうからありますけれども、文書による請求は続けております。併せまして、電話による意見を聞いております。福永議員におかれましては、議員になる以前からこの竹の事業にはかかわっておられまして、非常に詳しいと思います。

まず、第１点、福永議員は竹バイオマス問題住民訴訟原告支援の会の一員であります。また、私の思うところ、この支援の会のリーダー的人材でもあります。また、今議員でもあります。なぜ入らないのか。私が今日の議会前も、昨日も電話をして確認しました。今、私も被告であります。福永議員は原告の一人であります。今公判中であります。３月16日は第４回の公判があります。ほかの議員が質問されるならともかく、原告の一人である福永議員がこのような質問をされることに疑問をまず生じます。しかし、入ってきてない事実がある以上、首長として確認をすること、当然であります。私の役目は、金を１円でも多く入れてもらうことであります。福永議員は以前の質問で、「なぜ差し押さえしないんですか」と言われました。それも選択肢の一つです。今私は、先ほど言いましたように、実際交渉にも当たっています。福永議員に後でお尋ねしたいと思いますが、金が入ってほしいのか、ほしくないのか、お尋ねしたいと思います。

それから、福永議員はご存じのとおり、かなり有能な人であります。役者志望でもありました。昨日、聖徳太子会の根木東洋さんから電話がありました。「どうなっていますか」と。「私は栗原議員にブログで根木東洋は架空の人物だと書かれて、大変迷惑をした」と。「自分の持っている財団の口座がストップした」と私に電話がかかってきました。「栗原議員とはいったいどんな人ですか」と。再三にわたり「架空の人物というのをブログから消せ」と、弁護士を通じて言うけれども、全く反応しない、対応しないと。福永啓さんともおられるでしょうと言われました。私は電話ですのでよくわからないと。資料を送っていただきました。根木さんの存在を示すいろいろな資料が送られてきました。「私は架空の人物ではありません。れっきとした肩書きのある人物です」と言われました。私もそれでは約束が、話がわかりませんので、東京に行ってきました。東京千代田区九段会館、「おたくの栗原議員とはいったいどういう人ですか」と。「これだけ再三にわたりブログから消して謝罪しろと言うけども、全く打ち合わない。町長としてこのような議員が町民として御船町にいるということをどう思いますか」と言われました。「もしそれが事実なら大変申し訳ございません。町長としてお断りをします」と言いました。そしてその後、根木東洋さんから栗原議員に対して、民事訴訟がありました。先日聞きました。和解しましたと。弁護士さんが平謝りで言われたから、「お金のためにしているんではないんです。名誉のために伝えました。ブログから消して謝罪してもらえればいいです」ということを言われました。

しかし、先ほど言っていますように、これは公判中であります。あまり言いたくはありませんが、一つだけ言わせていただきます。「町長は竹問題について根木さんに謝罪した」と。違いますよ。栗原議員の行動に対して、もしそれが真実ならば申し訳ございませんという謝罪をしたんです。昨日根木さんから電話がかかってきました。「今、公判中ですね。私が証言に立ってもいいですよ」と言われました。これは、今、今日は住民訴訟の皆さんも来られています、原告の人も。片一方では私を訴えられている。片一方では根木さんに対してそういうことをされている。そしてもう１つ重要なこと、竹資源は「御船町に対して大変申し訳ない」と。「自分たちの責任でこうなりました。どうにかお金を少しでも入れたい」と言われました。そして今も続いています。宮崎に協力者が出ました。これも３年以上になります。しかし私としてはどうしてもわからない。この事業に協力すると言うけれども、なぜ実行してもらえないのか。私としても非常につらい。おっしゃるように、町民のために少しでもお金を入れていただきたい。全額を望んでいる。しかし、福永議員と

思います。宮崎の協力者に対して、電話をかけ、宮崎に行き、そしてこんなわけのわからない事業には協力しないほうがいいですよと。これも聞いたところですので、そういう理解でお願いしたいと思います。福永議員の携帯の電話番号も着信で残って話しましたと。今朝宮崎の協力者､キムラカズコさんが言われました｡名前も言っていいと言われました。私はわかりません。しかし、ここに質問で、手続きが滞っている理由は何ですかと言われたら、そうやって金を入れてほしくない、入れたら大変ですよと言われるから入れられないと。実は今日、この会場ではなく、どこかで傍聴されていると思います。関係者が来られていると思います。私もこういう事情で、あまりこういうことは言いたくありません。私は確認していませんから。ただ、本人さんはそう言われました。ですから、この公判中である中でこういう質問をして質すということが、私は疑問だと。今、福永議員は議員として活躍されています。私はたくさんの妨害を受けました。ＴＢＳ系､「夢の扉」で、竹の関係者であります東亜機工の田淵社長がＴＢＳ系の全国版で竹綿を取り上げた。私も喜んだ。そしてたまたま嘱託委員会があって取材をされた。そしてそれが放映されました。ところが、福永議員はＴＢＳに、チーフディレクターに電話されて、言っておられます。会社は生き残りをかけて、少しでも町に迷惑をかけないようにつなげたいという思いのなかで、私に文書が来ました。持ってこられました。私に会って、次は福永議員のところに行きますと言われました。申し入れを受けますと、こう言われました。書いてあります。

ご自宅での私的閲覧を除いて、ＴＢＳ「夢の扉＋」の放送内容を、第三者が視聴できる環境において、上演あるいは再生させること。これはできないということです。それから２番、御船町の竹バイオマス構想を推進する目的でＴＢＳ「夢の扉＋」の放送内容を利用されること、これはしないでくれと。３番、ＴＢＳ「夢の扉＋」の放送内容を裁判所等に提出あるいは引用されること、これはしないでくれと。田淵社長は生き残りをかけて一生懸命売り込んで、それをＴＢＳがいいと思って取材された。町も私も生き残りをかけて、少しでも事業がうまくいかないかと一生懸命取り組んで喜んだ。しかし、あなたは、ＴＢＳに行って「こんなことされたら大変ですよ。裁判中」。

もう１つです。マニフェスト大賞、優秀賞をいただきました。４年連続です。ありがたいことです。グランプリにノミネートされました。職員一同みんな喜びました。毎日新聞社が取材に来る。毎日新聞社から電話がかかってきました。「今裁判中ですね」と。「今審査会のほうで再度協議をされます」と。耳を疑いました。裁判中と何が関係あるんですか。

目標を掲げてそれを実行していく。職員も頑張り、関係者もみんな頑張ってやっている。マニフェストと裁判と何が関係あるんですか。そのほかにもたくさんあります。公判中である今、なぜこういう質問をするんですか。私が議長にも言いました。「なぜ答えなければいけないんですか」と。今きちんと整理をして、法廷の場でやってやると。おまけに今日は原告団も来られています。1,463万の目的外使用ということで刑事告訴、県庁の県警本部に行かれて、早く取り調べをしてくださいと。その前に取り調べをされています。そして、別役社長はこの前御船警察署に２日間来られました。帰りに寄って行かれました。「大変申し訳ない」と。そして、どうにか今頑張っていますと文書も置いて行かれました。それが実態なんですよ。真実をきちんとやりましょう。何ですか、この質問は。金が入らないのは町長の責任ということですか。

以上です。

○４番（福永　啓君）　唖然としてしまったんですが、まず、最初に申し上げておきたいことは、この質問は、住民訴訟とは関係ございません。町が会社に対して起こした損害賠償請求の後どうなっているのかということをお聞きしているんです。質問しておりません。質問以外のことを、私に対する誹謗中傷もしくは旧議員に対する誹謗中傷と思える言動が多くありました。これに対して、一つ一つ答えるべきか、今私は非常に迷っています。ただ、それはしばらく置いておきましょう。今、町長がおっしゃった根木東洋さんとの件、これも事実とは違います。あと、ＴＢＳの件、これも事実とは全く違います。これは後ほど言われました。

質問を続けます。これは、訴訟と関係ないんですよ。どちらかといえば町が起こした訴訟の続きなんです。これはもう訴訟が終わっております。その後の手続きについて、お聞きしているんです。まず、現在の返還状況なんですが、竹資源開発株式会社から何か返還されましたでしょうか。

○町長（山本孝二君）　先ほど言っていますとおり、金が１銭も入ってきてないという事実と、今も請求しているという事実しかありませんので、これ以上答えません。

○４番（福永　啓君）　これは答えなければならないんですね。なぜなら法的に決まっていることを町が行っていない恐れがあるからです。さっき、町長は言われました。あなたはお金が返ってきてほしいんですか、返ってきてほしくないんですかと。私は、そういうことは全然この中には質問いたしません。書いてありません。私が言っているのは、町は町と

して、町長は町長個人ではなく、公人としてやるべきことはやらなければならない。どんな状況でも、それは私も同じです。公人としてです。その手続きを進めてくださいと言っているだけなんですね。

で、お聞きします。判決後、補助金返還に向けてどのような、判決というのは住民訴訟では町が起こした判決ですが、に向けてどのような手続きを具体的にはとられましたでしょうか。

○企画財政課長（野口利昭君）　平成23年４月22日で判決が下りて勝訴ということになりました。それ以後、５回にわたって返還の請求をしております。しかしながら結果として、先ほど町長が申しましたように、返還されていない実状です。

○４番（福永　啓君）　昨年、４カ月ぐらい前になりますけど、返還請求をしたと。そして現在資産調査を向こうに申し出ているところだということがありました。それに対して、向こうから返事が出ていないということがありましたが､その後状況に変化はございますか。

○企画財政課長（野口利昭君）　返還請求に関しましては、弁護士と相談しながら進めているわけですけれども、返還請求を再通知も含めましてやった結果、返事がなかったということで、財産の調書についても請求をいたしておりますけど、これに対しての回答はありません。その後また再三督促的な文書を差し上げております。ただ、全く返事がないということではなくて、融資の努力を引き続きやっているけれども、なかなかそこがうまくいっていないということで、相手方の住所等については、はっきりしておりますので、また弁護士と相談した結果でも、強制執行的なものも当然打ち合わせているんですけれども、向こうが財産がないということがほぼわかっている状況で、強制執行はどうするかということについては、少しまだ協議がいるというところです。

以上です。

○４番（福永　啓君）　この財産調書がまだ受け付けていない、向こうから提出されていないということなんですが、実は財産調書はもう提出されていますよね。補助金の清算のときにきちっと向こうから財産目録が提出されています。そして、その際に町は検査をしておりますので、どこどこに何々が幾らあるというのがもう明らかになっているはずです。それはもちろん、全部が町の財産になる場合と一部町の財産になる場合がございます。それをここに書いてございまして､例えば､竹付き板のクレーナーですとか､そのあたりは35％完成してある､あと研磨機が100％､そして幾ら支払ったというのが書いてございます。こ

れは、補助金適正化法に基づいて支払われたものですので、これが今もないと、これは違法になってくるんですよね。ですから、今一応財産的なものはどこに何があるというのは、町のほうできちっとわかっているという状態だと思いますが、それでは、さっき強制執行はまだしないとおっしゃっていました。そうしますと、もう債権は確定しています。そして、一番不思議なのが、なぜ町民に対しては、例えばそういう、これは２年以上になります。に対して、「わかりました」と、「明日お金を持ってきます、明日お金を持ってきます」と、１円もお金を持ってこない。という方に対しては、多分強制執行とか差し押さえとかされると思うんですね。なぜ会社に対しては差し押さえをされないのか。そのあたりをちょっとお願いいたします。

○企画財政課長（野口利昭君）　発注した一部の機械等に関しましては、財産として見るということであれば、先ほど福永議員がおっしゃったように目録があるということですけれども、うちから出した現在の会社が所有している財産等に関してはないということで、理解しています。弁護士とも相談している中で、そういった状況の中で、発注した機械等をどうまた予算含めて、これを差し押さえすることができるかということに関しましては、もう少し時間がいるだろうと、弁護士からも聞いておりますので、現在ではそういう状況です。

○４番（福永　啓君）　もう２年です。もう少し時間が要るだろうというのをずっとお聞きしています。これは今日一番お聞きしたかったのは、単純なことなんです。さっき言ったように、どのような立場、どのような場所でも、町という組織である以上、きちっと定められたことをやっていかなければいけないんです、苦しくても。そして、それはどうやるべきかというものはきちんと決まっております。まず、法律で地方自治法において、そういう債権の場合はちゃんと期限を置いて、期限を切って請求しなさいと書いてあります。それは期限を切って請求されています、町の場合は。そして、それに応じない場合は、それは施行令という、その地方自治法の施行令において書いてあります。強制的措置をとりなさいと書いてあるんです。これは、何条かと申し上げますと、地方自治法施行令第171条の２にも書いてあります。これに関してしなければならないと定められているんです。ですから、町がこれまでに事情ではないんですよ。一応定められていることをきちっとやらない。じゃ、なぜやらないんですかという説明責任が発生してくるわけです。そこの説明をきちっとしていただきたいと思います。

さっき、１つは説明がございました。財産がどうやらないのではないかということが１つ、今のところ、その地方自治法施行令にのっとった行動をしないというのは、会社に対して財産がないのではないか、からという理解でよろしいでしょうか。

○企画財政課長（野口利昭君）　財産というのが、先ほどの発注してでき上がっているものも含める、それが財産だということも考えられますけれども、そういったものに関しては、まだよく調査する必要があるというところで、通常今の会社の中での財産はないということ、ないのではないかということです。

それから、一般的に地方自治の施行令に基づいて、粛々と進めるべきだという議員のおっしゃることもよくわかるのですけれども、やはり弁護士とも相談した中で、財産がないということはわかっている。強制執行とかいう一連の手続きをやるということも考えるけれども、ひとつまだ融資活動をされているというところもあるというところで、ちょっと進んでないという状況です。

○４番（福永　啓君）　地方自治法施行令には、実は例外規定が設けられております。そういうふうに強制執行しなくていい場合、これは、第171条の５に３つ定められております。これ以外はさっき言ったみたいに、強制執行等をしなければならないんです。それが、１、これが法人である債務者がその事業を休止し､将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ差し押さえできる財産の価値が強制執行の日を越えないと認められるとき。簡単に言えば、もう会社が破綻しているときです。そして財産がない場合。２、これが債権者の所在が不明であり、かつ差し押さえすることのできる財産の価値が強制執行の日を越えない場合。これは破綻していて、しかも債権者がどこにいるかわからない場合です。３、これは債権金額があまりにも少なすぎて、登記過程に要する費用の分に満たないと認められる場合、この３つになります。

今、町としましては、この例外規定に当たると思っていらっしゃいますか、それともまだこの例外規定には当たらないという理解でよろしいですか、どちらでしょうか。

○企画財政課長（野口利昭君）　地方自治法の171条の例外規定のどの部分に当たるかどうかということは、まだきちっと把握は、判断はしておりませんけれども、一つ、会社としては、破産宣告されているわけでもないし、住所等もわかっておるし、町長との連絡もとられているということですので、どの条項に当たるかどうかという判断はしておりませんが、破産はしていないというところで、若干、まだ請求する余裕はあるかとは思っています。

○４番（福永　啓君）　そうですね。この例外規定にはまだ私どもは当たるところまでは行っていないかなと思います。それがまず、さっき言ったみたいに、一応財産は３億円分です。町が会社に支払っているわけですから、なにがしかのものがあると言われているんです。それが、その価値があるかどうかはわかりません。あと１つ、これは会社が、平成21年５月25日、補助金が支払われる１日前の、最後の補助金が支払われる１日前なんですが、この日に株式譲渡契約書といって、自社株取り引きを装って、会社から、これは非常にわかりにくいと思うんですが、竹資源の社長が自分の株を自分に売ったみたいな形になって、会社から2,700万円を引き上げています。それで、会社に全然お金がなくなってしまったんです。これが果たして適正に行われたかどうか、これは非常に複雑で、自社株取り引きというのは大事な、誰でもやっていいわけではありません。きちっとした法律にのっとってやらなければいけません。会社とか町長の説明では、法律にのっとってやっていると言っていますが、やはり会社は今まで法律でやっていると言って、それに対する証拠を一切提出しておりません。これはいろんな、自社株取り引きをした後、自己資本がどれだけ残らなければいけないとか、取締役会を開かなければいけないとか、株主総会を開かなければと、いろんなのがありますけど、それに対する証拠は100条委員会においても求められながら、提出されておりません。だから、これもやっているかやっていないかわからないわけです、法律上。今現在も、御船町、御船竹資源開発の資本金は、登記簿上は実は3,310万円残っているんです。ですから、この株式譲渡を装った原資が、もし適法にやられていなかったとしたら、それはきちっとその分現金はないといけないわけなんですので、現金が差し押さえられる可能性があります。そういうふうに、まだ某かは竹資源のほうに少しは請求できる可能性があるんです。ですので、先ほど言ったところに戻るんですが、強制執行等について、移らなければならないと思うんです。これは決まっていますから。

そこで、強制執行等に移るのを、先ほどは検討中とおっしゃっていますが、これは前回もお聞きしました。いつまでをめどに検討をなされて、そしてこの法律に沿った手続きはいつまでをめどに考えていらっしゃるのか、明言ください。

○企画財政課長（野口利昭君）　この勝訴した裁判においては、顧問弁護士のほうに頼みまして弁護をやってもらったということです。それから、今現在、住民訴訟関係では、また別の弁護士でやっております。両方とも、もともとの事件は一つのものですから、両方の弁護士とも相談しておりますけれども、強制執行に関しては両方の弁護士とも、まだ結論は

出ていないので、その時期的なものについては、まだ不明です。

○４番（福永　啓君）　そこらです、今日一番お聞きしたかったのは、不明不明と、結局そういう定められた手続きに沿って､例えば町の方がそういう税金を納められませんでしたと。そういうときに、あの方は、じゃこういういろんな事情をくんでやるかと言えば、そうはなっていないわけなんです。会社に対しては何かしらそういういろんな事情をくんでやっているというあたりに、本当に行政の公平さが欠けているところがあると思います。これは、例えその会社が仲間であろうが何であろうが、同じく、同じような手続きを踏まなければ、町の公平さは保てないわけなんですよ。それはやらなければいけないと。それをなぜやらないのかというのが、一番の疑問なわけです。

次に、町は平成22年３月議会において、会社役員に対して損害賠償請求を求めると、議会で答弁していますが、それからもう２年経っています。会社役員に対しての損害賠償責任追及の進捗度合いはどうなっていますか。

○企画財政課長（野口利昭君）　裁判に勝訴してからの一連の会社への請求はやってきておりますけれども、会社役員に対しては、個人的なということの分については、やっておりません。その辺が有限責任か間接責任かということも含めまして、どこまで責任が負えるものかということについては、若干疑問があるのかなと、その辺の理解も、若干私のその辺の理解が少し浅いのかもしれませんけれども、その責任の度合いというのが不明な点もありますので、現在やっておりません。

○４番（福永　啓君）　２年前、役員に対して損害賠償を求めますと答弁しているわけです。現在、その損害賠償に対する検討もしていないと。ここに議事録がございます。きちっと答弁していらっしゃいますね。そこだけ読みますと､「当然竹資源の役員を含めてというところで考えています」と、質問は､「竹資源開発株式会社に訴訟を起こしていくであろうとおっしゃいました。役員に対しても返還の訴訟を起こしていかれますか」ということに関して､「当然」とお答えになられました。「当然、役員に対しても」と。それに対して、議会で答弁したことに対して、２年以上行動を起こしていないわけです。やはりこれに対しては､説明責任が発生してくると思います。そこのところを､なぜそのときはこう言って、今現在は、今に至っても会社に対して、訴訟を起こさない、損害賠償請求に対する手続きを起こさないのかということをお願いいたします。

○企画財政課長（野口利昭君）　平成22年３月の答弁だということです。裁判が行われたのが

23年４月だったと思います。そこで勝訴したと。それによって、相手に対しての請求が始まったということですので、それの前の、当然役員に対しても責任を追及するんじゃないかという答弁をしたということですけれども、裁判が確定した後、実際どういう形で法的に責任の範囲があるのかということになってくると思いますので、その後の裁判結果を踏まえた上での相手方への請求ということになってくると思うんですよ。ですから、そのあたりが確かにそう答弁したと思うんですけれども、そのときはやはり、当然何としても回収をするんだという中で言われたんだと思うんですけれども、現在は勝訴の中でどうやってきちんと追及していくかということになってきているんだと理解します。

○４番（福永　啓君）　であるとするならば、ますます会社に対しての手続き自体が、こういう財産があるかもしれない時点で、喜々として進んでいない事実、これが大変納得いかないところであります。一般的な会社の場合、これは会社自体はどんなに意思を示そうと、その根拠はございません。事業を継続できる、または融資を継続できる。先ほど何か融資が見つかったとおっしゃいましたが、そういうことも事実としてはございませんので、事業は継続できるという、客観的状況がない中で、どう考えても会社は破綻状態なんです。そうしましたら、残るは破綻処理です。ここにいっぱい財産が一応あるみたいです。これが誰の名義になっているのかは定かではございません。いろいろ機械、ここに何やかんや書いてございます。ジッパーシュレッダーとかエアーコンプレッサーですとか、そのあたりは既に買ってあるそうです。これに対しても、債権者が一堂に集まって、そしてお互いうちの債権を主張し合って、そしてそれを案分して、これを分けていくというのが一般常識的な破綻処理の方法なんです。そして、先ほど言いましたとおり、もう既に会社がどう主張しようとも今までずっと約束を破り続けてきたわけですから、それに対して、会社の意をくむことなく、この地方自治法にのっとった手続きに向かって進んでいかなければならない。まず、強制執行に移る前にはきちっと債権者、これに対して一つ一つ差し押さえしますよと、及びここに載っているのは誰がつくって、誰が持っているというのは、町は把握していらっしゃいます。その方について、債権の申し出をしてくださいと。今から整理をしますからというように、具体的な執行に向けての手続きをとっていかなければならない時期だと思うんです。そういうふうに検討しています、検討していますとおっしゃいますが、今はその分、１カ月後、２カ月後、３カ月後、もしかしたら実際の強制執行は半年後かもしれないです。でも今からしておかなければ、今度はそのあったはずの財産がど

う名義を変更されたりとかされるかもわかりません。だから、会社の破綻処理においては、迅速にこちらのほうから破産請求をするですとか、押さえて、会社に今ある資産を押さえて、そして町の負担を少しでも少なくするようにする。そういうのが一般的な破綻処理の方法なんです。それをとりましょうと。とらなければならないということを私は私の意見ではなくて、この法に定められた手続きについて、守っていくとそうなりますよということを言っているわけなんです。

だから、ぜひ、さっき言いました、まず会社の資産、それに対して住所とか何とかは一つ一つ書いてございます。あるところがあるらしいんです。そこに対して、今から町は差し押さえの手続きに入っていきたいと思いますので、きちんと債権がある方は主張してくださいということを、そういう具体的な手続きに入っていただきたいと思います。それはまだ準備段階ですから。そういうことには入られるおつもりはありますか。

○企画財政課長（野口利昭君）　一般的な手続きとして、福永議員がおっしゃることはよくわかるんですけれども、会社が発注した、発注された側にそういった機械等があって、それが財産とみなすということも可能だと思いますが、それに関しましても、発注に関しての支払いができてない部分もあるとか、どれだけの資産価値があるのかと。再利用ができるようなのか、特注的なものが非常に多いとかという話もちょっと聞いているんですけれども、そういったこともありますので、調査することについては、やはりやらなければならないと私は思っています。ただ、一般的にはそうなんですけれども、こういった事情もあるということが現実じゃないかなと思っています。

○４番（福永　啓君）　すべての会社のそういう破綻処理は、そういう事情は存在します。会社というのは、独特の機器を持っていますし、独特のあれを持っています。それに対して、それはじゃなくて、事務的手続きが進めなければいけないということを言っているわけですけれども、それがまず第一に。そして、先ほど役員の話がございました。役員に対しては損害賠償が難しいのではないか。これは同じような例が実は、同じような例というか、こちらのほうは、まだ進んだ例なんですが、鹿児島川内にあるいちき串木野市にあります。ここは10億円をかけて実はもうごみ焼却場をつくってしまいました。ごみ焼却場をつくってしまって、つくってしまったところが、ほとんどそれが動かないという状況が起こり、それでこの事業自体が会計検査院から指摘され、破綻したという事業です。それに、じゃ、いちき串木野市はどのような対応をとっているのかということなのですが、まず、国に対

しては、その補助金を返還しなければならなくなりましたが、補助金を減額申請しております。そしてそれは認められて減額されております。そして、この会社、ごみ焼却場の機械をつくった会社、ごみ焼却場のシステムを開発した会社、そしてそのごみ焼却場のシステム、これは世界で初めてのシステムだったらしいんですが、それを開発した本人、個人に対しても損害賠償請求を起こしているんです。全部合わせて10億円です。その相手は、本当に今までは多分いちき串木野市の方も一緒にやっていらっしゃったんでしょう。大きい会社です。東京工業大学とかの教授とか、東工大といえば日本のマサチューセッツ工科大学みたいなところですから、世界に名だたる大学の教授です。その方個人に対しても、そして、これをつくったところは、たしか三井三池製作所です。これも大きい会社です。いろんな事情があります。いろんな方がかかわっておられます。でもやはり、行政としてやるべきことは、このようにやらなければならないんです。それが首長としての役割なんです。今日言いたかったのはそこなんです。これに関しましては、町長を支持する方、町長を支持しない方、これに関して共通の理解でできるところだと思います。

あと１回お聞きします。このように、会社はもう訴訟いたしました。それで個人に対して、きちっと損害賠償請求をする。及び、強制執行に対する手続きに、何月何日頃をめどに事務手続きを進めていきますということは、今日お約束できますか。

○企画財政課長（野口利昭君）　先ほども申しましたけれども、一般的に私の知識の中では、株式会社等の間接責任といいますか、役人に対して、会社が起こした損害については及ばないと認識しておりましたので、今おっしゃった鹿児島の例ですか、そういったものをちょっと調べさせていただきたいと思います。

そういったところで、いつ頃、どういう手続きにしたとすると、というのはここでは確約はできないと認識しています。

以上です。

○４番（福永　啓君）　また、この件に関しましては、昨年もお聞きしました。そのときも、まだわからないと。そして、今日聞いてもまだわからないと。これに関しましては、きちっとやはり町のお金の話なんです。さっき町長は一生懸命おっしゃっていましたけど、裁判の話とは別なんです、住民訴訟とは。これに関しては、町はきちっと手続きをとらなければいけない。今日もわからない、１年前もわからないと。だったら、いつになったらわかるのかということすらわからないという状況が、今現在なんですね。また、この件に、

その返還手続き状況に関しては、こうやって手続きが進んでいるのかどうかというのは、今日の答弁になると、また定期的にこれをせざるを得ないような状況が出てくるんです。

ぜひ、これは町民、みんなの希望だと思います。さっき町長が私に対して誹謗中傷とも思えることをおっしゃいました。これは全部会社が言っていることなんです。なぜ、会社が言っていることを代弁されるのか、私は非常に理解に苦しみます。最初におっしゃいました、「根木東洋は実在の人物です。」根木東洋さんというのはいません。この方は仮名ですので、根木東洋を名乗る人物は実際にいらっしゃいます。その方と栗原さんの間で裁判があったというのは事実なんです。その中で、弁護士が平謝りだったとか、そういう事実は一切ございません。事実はその中の和解調書において確認されております。それは法的文書として残っております。その和解調書の内容を今日ここで申し上げることはありませんが、先ほど町長がおっしゃった内容とは大きく違います。

それから、あと１つ、竹の「夢の扉」です。「夢の扉」に私が文句を言ったという話がございます。これに関しましては、「夢の扉」に対して、私だけではなくて、何名かの方があそこに意見欄というのがありますから、それに書いて出したそうです。私もその意見欄の中に、意識調査意見の中に書きました。短く書きました。竹が世界に、竹綿をつくるのが、世界初の技術であるということを言っていると。が、竹綿は既に中国で量産化されていて、生地とか綿とかはできていますよと。だから世界初ではありませんと。あとは、御船町の現状を知っていらっしゃいますかと。御船町において、その企業がかかわった事業が住民訴訟をしているということをご存じですか、ということをお聞きしたい、ということを質問したんです。そしたら、私はびっくりしました。次の日に、ＴＢＳから電話がかかってきました。チーフディレクターです。「すみません、今ちょっと遅れたんですが、裁判のホームページを見ました。私ども全く知りませんでした。通報いただきありがとうございます。至急、そちらにお伺いしてご説明申し上げたいと思います」と。私もびっくりしました。次の日に、チーフディレクターが１人で御船町まで飛んでいらっしゃったんですよ。そして、「町にちゃんと申し入れをしてまいりました。情報提供ありがとうございます。今後、このようなことがないように」とおっしゃっていました。２次利用とか３次利用とかされますといけませんので、今後の番組編成の中に生かしてまいりますということをおっしゃっていました。私はびっくりしました。今町長がおっしゃったことと全く違うんです。向こうからいらっしゃったんです。私は謝罪をしてくれとか何も言っていません。

これはおかしいんじゃないですかと。そしたら向こうがそれを見て、愕然として飛んできたというのが事実です。

それから、あと１つ、そうやって裁判のことを、最初私は町長がここで答弁で述べられました。やっぱり、公私混同されているんです。これはもうきちっと切り離していきましょう。町でやること、裁判でやること、今後は町でやることはちゃんと粛々と進めていただき、裁判でやることは裁判でやっていただく。裁判の中でも、町長として答弁する部分と、山本孝二氏個人としてというのは、立場が変わってまいります。そこをきちっと分けて、そして会社と町は、町が会社に対して管理監督する立場なんです。立場が全く違うんです。それがあたかも今の話を聞いておりますと、町長の最初の話を聞いていますと、会社の代弁者のごとくになって、私を攻めていらっしゃいます。非常に理解ができません。公的場ではきちっと立場を踏まえて、そして、そこでやってください。私ももっと言いたいことはたくさんあります。裁判のことについてもです。住民訴訟のことについても。でも、私はそれを今日は一切言っておりません。町がやるべきことをやってください。なぜやらないんですかと。やらなかったら説明責任が発生しますけど、それに対してきちっと説明をしてくださいと。ほんの10分で終わることです。何月何日までに強制執行を検討いたします。それまでにしますと。それで終わりです、今日の私の質問は。しかし、それをしない。その理由も漠然としている。ということで、大変今回の私の質問に町が正直に答えていただけないというのが、大変、私は理解できません。

最後に、町長、何か一言言われることがあったらお願いいたします。

○町長（山本孝二君）　非常に表現力がうまいので、そうかなと思いますけれども、真実をきちんととらえるというのが一番大事かなと思います。いずれにしましても、もう公判が始まっております。もう法廷の場できちんと質していくと。水掛け論ではだめですので、すべての人がかかわってきていますので、それを一つ一つ質していくというのがいいかと思います。これについては、先ほどから言っていますとおり、事実は２つしかありませんので、私は町長として粛々とやっていくと。福永議員が言われるのも選択肢の一つですけれども、私は私の考えでいくということで、逃げも隠れもしておりませんので、きちんとやっていくということで、福永議員もやっぱり議員であるとともに原告団の一人ではないですか。違うと言っても、やっぱり一緒だと思うんですよ。そういうことをこの議場で論じるのではなくて、そちらはそちらで任せてやりましょうということを、私は言いたかった

わけです。

以上です。

○４番（福永　啓君）　まだご理解いただけないみたいで、私はそれを分割してきちっとやりましょうということを言っているわけです。私は今日原告としての立場ではなくて、町が起こした裁判について、その後のことを聞いているんです。町の住民訴訟においては、御船竹資源に関する返還なんていうのは、返還に関することは一切出てきません。御船竹資源は疎外会社だったんです。疎外会社、裁判以外の会社です。会社するときにです。そういうふうに一律で言われております。そこは、裁判内で、この手続きは何ら明らかにすることはできないんです。ですから、それは逆に町はしますといって、町が裁判をしたわけですから、じゃ、町がしますと言って裁判をした。じゃ、その後、ちゃんと最初言ったとおり手続きを進めてくださいねという話だけをしているんです。真実は一つとおっしゃいました。会社に対しても、私たちはいろんな証拠を提示しております。会社からは、先ほど言いました、私が妨害しているという話もありました。行ったという話もありました。これは、議会で確認しております。そういう事実はありません。それに関して、会社は、私が妨害しに行った。そして、着信を見せたということもありました。私は電話しておりません。向こうから私の電話にかかってきたことはあります。それは着信じゃなくて、通話履歴でした。町長が見られたとしたら、誰々の携帯を見られたのかわかりませんけれども、それは証明することができるんです、簡単な問題ですから。そういうふうに、会社がおっしゃることというのは、一つも証拠が出てきません、議会において。この間７月の全員協議会で会社が随分暴言を吐いて帰られました。刑事被告人、私とか藤村議員とか栗原さんは刑事被告人にしてくると、告訴して帰るとおっしゃっていました。証拠はたくさんあると。その証拠を議会に提出するように、正式に議会から文書で求めました。７月です。何カ月経っても一切の文書は返ってきません。逆に藤村議員とかからは、きちんと説得力のあるというか、裏付けのある証拠をいただいております。会社の言っていることは全文証拠、もしくはうそです。それをここで言われるということが私は非常に理解しがたいということなのです。

こういう話を私はするつもりで来てなかったんですよね。単純に、町民と同じような態度をとってくださいと、その会社にもという話をしにきただけなんですが、それに関しましては、まだはっきりしたことは言えないと。いつまでにそれをするかわからないと。す

るかしないかもわからないというお返事でしたので、また定期的に、これは聞かざるを得ない、半年とかとなると思います。

どうもお騒がせしました。本日はこれで私の一般質問を終わらせていただきます。